



・この冊子は音声コード付きです。
右のマークが音声コードで、コードの位置を示すために切り込みを入れています。
専用の読み上げソフトを使用して読み取ることで、音声で内容を聞き取ることができます。
・元号の表記について
本計画策定時点において新元号が公表されていないため、元号表記を平成のまま用いています。

概要版

大田区地域福祉計画

大田区成年後見制度利用促進基本計画

平成31（2019）年度～平成35（2023）年度



大田区地域福祉計画の概要

- 大田区地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画です。
- 区の高齢者、障がい者、児童などの福祉分野の個別計画を概括する上位計画として位置づけ、施策を総合的かつ効果的に推進します。
- 大田区としての「成年後見制度利用促進基本計画」を包含しています。
- 計画期間は、平成31（2019）年度～平成35（2023）年度の5か年とします。

なぜ、大田区地域福祉計画が必要なの？（計画策定の趣旨）

地域には、さまざまな人が生活しています。それぞれの人に合ったやり方で、まずは一人ひとりが、生きがいと役割を持って地域とかかわることによりコミュニティが豊かになります。それは自分自身が孤立の課題に直面する可能性をも軽減し、地域の中で誰もが排除されない風土をつくっていくことにもつながります。

本計画は、区がこれまで取り組んできた公的サービスが適切に行き届くよう、環境と体制の整備を行うものです。また、地域福祉活動を広げたい人、始めたい人、まだ興味が持てない人が「地域でこんな活動をしてみたい」「自分たちの地域をもっとよくしたい」という思いを持ったときに、これに応えたいという趣旨で策定しました。

世代や分野にとらわれない公的サービスを土台として、区が誇る「地域力」を活かし、これからの大田区にふさわしい地域福祉をともに実現することをめざします。

発行年月：平成31（2019）年3月

発行：大田区福祉部福祉管理課

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

電話：03-5744-1111（代表）

ホームページ：<https://www.city.ota.tokyo.jp/>



区の地域福祉推進の全体像

基本理念

基本目標

施策目標

区の取組み例

社会福祉協議会の役割

ともに支えあい

地域力ではぐくむ

安心して暮らせるまち

基本目標 1
つながりが
生まれる地域を
めざします

1-1 「最初の一歩」のための
きっかけづくりを支援します

- 地域におけるユニバーサルデザイン実践講座、認知症サポーター養成講座、ゲートキーパー講座

1-2 活動を支える「集える場」づくり
を支援します

- 地域力を活かしたまちづくりパートナー（UDパートナー）活動、大田区介護予防・日常生活支援総合事業、ファミリー・サポートおおた、養育支援家庭訪問事業（ゆりかご）
- 区民活動情報サイト「オーランティア活動のマッチングと継続的な相談支援
- 区民活動支援施設（こらぼ大森・micsおおた）、NPO・区民活動フォーラム、おおた生涯現役応援サイト

1-3 誰もが参加できる環境を広げます

- 情報バリアフリー、移動を円滑にするユニバーサルデザインの推進

基本目標 2
つながりが
機能する地域を
めざします

2-1 包括的に受けとめる体制を
強化します

- 配偶者暴力相談支援センター、大田区 生活再建・就労サポートセンター JOBOTA、地域包括支援センター、障がい者総合サポートセンター、在宅医療相談窓口、子ども家庭支援センター総合相談、教育センター
- 要支援家庭等対策委員会、地域ケア会議、障がい者差別解消支援地域協議会、自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会
- 居住支援協議会

2-2 連携・協働し、地域の支えあいを
育みます

- 地域とつくる支援の輪プロジェクト、地域支え合い推進事業、高齢者見守りネットワーク事業
- 保護司による見守り、地域力推進会議・地区委員会の充実、青少年対策地区委員会、民生委員児童委員による見守り、身体・知的障がい者相談員事業

2-3 つながりを生みだし、コーディネート
する人材育成を推進します

- 民生委員児童委員への支援
- 区民活動コーディネーター養成講座
- 区福祉職採用への働きかけと人材育成、地域包括支援センターの質的向上

基本目標 3
安心して
生活できる地域を
支えます

3-1 安心できる福祉サービスの提供
をめざします

- 社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査）、福祉サービス第三者評価、おおた福祉フェスの開催
- 災害時要配慮者対策
- 福祉避難所の体制整備

3-2 誰もが優しくなる風土を
醸成します

- 人権尊重の意識づくり、男女平等意識の向上、多文化共生の意識啓発、小中学校での福祉教育の推進、ひきこもり・生きづらさ茶話会

**成年後見制度
利用促進
基本計画**

基本目標
住み慣れた地域の中で
一人ひとりの意思が
尊重され、自分らしく
生き、権利が擁護される
地域づくりを進めます

施策目標 1 適切に権利が守られ、メリット
を実感できる環境を整備します

- 成年後見制度の周知啓発、社会貢献型後見人（市民後見人）の育成

施策目標 2 地域ぐるみで権利擁護支援に
取り組む仕組みをつくります

- 地域連携ネットワークの構築に向けた検討

施策目標 3 誰もが安心して、成年後見制度
を利用できる基盤を整備します

- 区長申立ての実施、後見報酬の助成

- ボランティア活動のマッチングと継続的な相談支援

- 地域活動団体の立ち上げ支援・伴走支援

- 地域活動団体のネットワーク化

- 地域の力を活用した個別支援の充実とアウトリーチ

- 地域福祉のコーディネート機能の強化

- 地域福祉に携わる人材の確保、定着、育成の側面支援

- 大田区社会福祉法人協議会の活動の推進

- 災害時の援助機能の充実

- 福祉教育活動の支援

- 権利擁護に係る相談対応・周知啓発

- 親族後見人等の活動支援と社会貢献型後見人の育成

- 地域住民・関係機関との連携強化

- 法人としての後見活動

一人ひとりの困りごとを解決する個別支援と、地域の支えあいや地域の主体的な活動の発展は、どちらも地域を形づくる大切な要素です。大田区地域福祉計画は、「複合課題に取り組む個別支援」と「支援と共生の地域づくり」の2つを取り組みの柱とし、大田区版の「地域共生社会の実現」をめざします。

複合課題に取り組む個別支援

区は、区民一人ひとりの課題に応じたきめ細かい支援を実現するため、支援を必要とする人やその世帯が抱える複合的な課題を的確に把握し、既存の相談支援機関の機能を最大限活用しつつ、包括的に支援するための連携体制を構築する必要があります。

高齢・障がい・子ども・経済的困窮などの分野別に整備された相談支援機関は、相談者一人ひとりの声を丁寧に聞き取り、課題を整理しています。支援内容を検討するに当たっては、相談内容に応じて公的サービス、社会福祉協議会の事業、地域による活動など、あらゆる資源を組み合わせて支援できるよう、多様な主体が連携した個別支援の体制を整備します。

さらに、複合的な課題を抱えたケースに当たっては、関係する複数の相談支援機関が連携して、適切な支援が実施されるよう、チームでの取組みを進めます。

計画の推進に向けたそれぞれの役割

区の役割

- まずは分野別に整備された相談支援機関において、地域生活課題を抱える区民一人ひとりの支援を確実に行います。また、一つの分野だけでは解決が困難な複合課題には、要支援家庭等対策委員会等の府内検討組織を活用して、分野横断的で切れ目のない支援を行う体制を構築します。
- 区民・地域活動団体等が取り組む地域福祉活動が一層意義深いものとなるよう、区の施策や地域との協議の場などを地域福祉の視点から推進し、地域生活課題の把握と解決に向けた連携の重要性を広く周知します。
- 地域への情報提供、意識醸成、人材育成、活動支援などを通じて、地域生活課題の発生を予防し、早期発見・早期支援につなげます。
- こうした取組みのすべてを着実に実践することで、大田区らしい支えあいの地域づくりに向けた環境整備を進めます。

社会福祉協議会の役割

- 地域生活課題の把握と共有、解決を念頭に置き、福祉サービスを提供する人も利用する人も、必要としつつ利用していない人も、社会的孤立や制度の狭間に陥っている人も含め、すべての区民があらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることをめざします。
- 社会福祉協議会の強みを活かし、制度にとらわれない多面的な支援を通じて、大田区らしい支えあいの地域づくりに向けた具体的な実践を重ねます。

地域の役割

- 一人ひとりの区民の皆さんは、自分たちの地域をどんな地域にしたいか考えてみましょう。やりたいことが見つかったら最初の一歩を踏み出してみましょう。
- 社会福祉に関する活動を行う団体は、つながりや相互の支えあいを広げ、社会福祉事業を行う団体は、課題に気づいたら丁寧に受けとめ適切につなげましょう。

